

2 0 1 9 年 度

文 部 科 学 省 交 通 安 全 業 務 計 画

文 部 科 学 省

## 2019年度文部科学省交通安全業務計画

### まえがき

我が国の平成30年の交通事故死者数は3,532人で、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少となった前年を更に下回った。負傷者数は524,695人で14年連続で減少となった。とはいえ、いまだに多くの人々が交通事故で死傷しており、交通事故情勢は依然として厳しい状況である。幼児児童生徒を取り巻く交通環境が改善されているとはいいにくく、幼児児童生徒の死者数は102人となり、平成30年においても幼児児童生徒が死傷する事故が依然として発生している。

このような状況の下において、幼児児童生徒の交通事故を防止するためには、学校をはじめ家庭や地域における交通安全教育の徹底を図ることはもとより重要であるが、幼児児童生徒が安心して通行できる道路交通環境の確立が不可欠である。

また、大部分の幼児児童生徒が将来運転者となる現状を踏まえ、交通社会の一員として、自己の安全のみならず、他の人々や社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成するための計画的で継続的な交通安全教育を推進する必要がある。

このため、交通安全に関する施策の推進については、幼児児童生徒の生命の安全を確保するとともに、的確な判断の下に安全に行動できる実践的な態度や能力を養うという見地から、特に次の点に配慮して、より一層の努力を傾注する必要がある。

### 1 安全な道路交通環境づくりの促進

- (1) 通学路を含めた地域社会の安全を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであることから、教育委員会・学校、家庭、警察、道路管理者等の関係機関で連携して地域全体で通学路の安全確保を効果的に行うことが重要であり、地域一体となった連携体制を構築し、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を実施し、道路交通実態に応じ、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進すること。また、警察、道路管理者等の関係機関に対し、通学通園路の歩道整備等及び押ボタン式信号機、歩車分離式信号、歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充など交通安全施設等の重点的な整備、スクール・ゾーンの設定等学校周辺の交通規制の拡大等について働きかけること。
- (2) 道路上の遊びによる交通事故を防止するため、関係機関に対し、児童公園、児童遊園、運動広場等の整備等について働きかけるとともに、公立の

学校の体育施設をはじめとした学校施設等を幼児児童生徒を含めた地域住民の活動の場として開放するよう努めること。

## 2 生涯にわたる交通安全教育の徹底

- (1) 学校においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、家庭や地域社会との密接な連携を図りながら、幼児児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じ、交通安全教育を計画的かつ組織的に行うこと。

特に、対歩行者の事故等自転車の利用者が加害者となる事故や高額賠償事案の発生を踏まえ、自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させるなど、自転車の安全利用の推進を図ること。

- (2) 高等学校等においては、生徒の二輪車による事故が少なくない現状に鑑み、関係機関及び保護者と密接な連絡を保つとともに、特に勤労生徒については、雇用者とも連携を図り、生徒の交通事故の防止に努めること。

また、免許取得可能年齢に達し、在学中又は卒業後に普通免許を取得する者が多いことから、自転車及び二輪車に関する安全指導はもちろん、普通自動車も含め、交通事故には責任や補償問題が生じること、加害事故を起こさない努力が必要であることを理解させ、幅広く運転者として必要な資質や能力の育成に努めること。

- (3) 地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、社会教育活動における交通安全に関する学習の促進を図ること。
- (4) 交通安全指導を効果的に行うため、教材、教具の整備を図るとともに、指導資料の作成、教員に対する現職教育等を実施し、指導力の向上に努めること。
- (5) 近年、幼児児童生徒が傷害や殺人など凶悪な犯罪の被害となる事件が発生していることから、家庭や地域の関係機関・団体との密接な連携を図り、不審者情報を共有するなど、交通安全教育と関連させながら、併せて防犯に関する積極的な取組を推進すること。

文部科学省においては、以上の点を踏まえて、次のとおり 2019 年度交通安全業務計画を決定した。この計画の実施に当たっては、教育委員会、学校、公民館等関係機関と緊密な連携を図るとともに、広く幼児児童生徒の保護者を含む国民各層の協力を求めるものとする。

なお、本計画において、学校種の表記は下記のとおりとする。専修学校及び各種学校については、相当する教育段階の学校種に係る取組を参考として対応することが望ましい。

「幼稚園等」…幼稚園，特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園

「小学校等」…小学校，義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部

「中学校等」…中学校，義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部

「高等学校等」…高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部

## 第1 計画の目的

この業務計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、文部科学省が講ずべき施策及び都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項を定め、文部科学省及び関係機関における交通安全に関する施策を計画的に推進することを目的とする。

## 第2 計画の目標

第10次交通安全基本計画（平成28年3月 中央交通安全対策会議）の趣旨に沿って努力を払うものとし、このため関係機関・団体，地域，家庭が相互に緊密な連絡をとり，各種の施策の積極的な推進に努める。

## 第3 主要対策

### 1 安全な道路交通環境づくりの促進

#### （1）通学路における交通安全の促進

##### ア 通学路の設定と安全点検

（ア）社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づく社会資本整備事業の実施に際しては、交通安全対策基本法に基づいて設けられている都道府県，市町村の交通安全対策会議等を活用して，教育委員会等の意見が反映されるよう努める。

（イ）市町村の教育委員会においては，学校が通学路を設定する際には，当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して安全な通学路及び登下校の時間帯を設定するよう指導するとともに，警察，道路管理者等と連携して，定期的な点検の実施や，必要に応じて随時点検を実施するなど通学路の安全確保に努めること。なお，点検に当たっては，自転車通学・通行の視点も踏まえるなど，交通手段の特性や地域の実情を

考慮して行う。

また、市町村の教育委員会は、道路管理者、警察、PTA等と連携して、通学路の安全対策を推進する体制を構築するとともに、通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定し、これに基づく取組を継続して推進する。

さらに以上の内容を踏まえ、必要に応じ、管内国公私立の学校の通学路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

- (ウ) 都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会において、(イ)によって調整した当該区域内における通学路及び登下校の時間帯のうち、自動車の通行を禁止する等の措置を必要とする区間及び時間帯について、市町村の教育委員会と地元警察署との間で十分協議させ、その実現のための具体的措置についての意見をまとめさせるとともに、これを都道府県の教育委員会に報告させる。
- (エ) 都道府県の教育委員会においては、(ウ)の報告に基づき警視庁、道府県警察本部と協議し、都道府県の公安委員会による自動車の運行禁止の区間及び時間帯が適切なものとなるような措置が講じられるように努める。
- (オ) 学校及び教育委員会においては、東日本大震災の影響により通学路の変更が発生している場合などは、児童生徒等の安全確保について十分配慮すること。
- (カ) 以上の措置を実施するに当たっては、必要に応じ、都道府県交通対策協議会等交通問題を協議するために設けられている組織の活用についても配慮する。

#### イ 集団登下校の実施

集団登下校については、各学校において通学路の道路事情、交通事情、防犯環境等を具体的に検討した上で個々の通学路ごとに実施するかどうかを決定する。

集団登下校を実施する場合には、道路の状況等に応じ人数等について適切な措置をとり、通学の安全が図られるようにするとともに、幼児児童生徒が安全な行動の仕方を身に付けることができるようにする。

なお、集団登下校を実施しない場合でも、幼児児童生徒を極力一人だけにしないような対策を講じる必要がある。

また、学校、学校の設置者、警察署、PTA、その他の関係機関・団体等とが密接に連携し、適切な計画を立て、登下校時における交通規制、保護、誘導等の確保及び防犯対策に万全を期する。

#### ウ スクール・ゾーンの設定の推進とその定着化

教育委員会，幼稚園等及び小学校等においては，地域の警察，道路管理者等の協力を得て，幼稚園等及び小学校等を中心に周囲 500 メートルを範囲とするスクール・ゾーン（特に子供の交通安全の確保を図る特定地域）の設定及び定着化を積極的に推進する。

#### エ スクールバスの安全配慮

スクールバスの乗車においては，発達段階に応じた適切な乗車（シートベルトの着用を含めた）など，スクールバスの乗車を交通安全教育の機会ととらえ，適切な取組に努めることとする。

### (2) 学校体育施設等の開放の促進

都道府県，教育委員会等においては，子供の安全な遊び場の確保を図るため，小学校及び中学校等の校庭，体育館等の学校体育施設や余裕教室等をはじめとした学校施設，社会体育施設等の開放を積極的に促進する。

なお，学校は，その施設を開放するに当たっては，平成 13 年 8 月 31 日付け文科初第 576 号も参考とし，保護者や地域の関係団体等の協力を得て，地域と一体となって，幼児児童生徒の安全確保のための方策を講じる。

## 2 生涯にわたる交通安全教育の振興

### (1) 学校における交通安全教育の推進

学校における交通安全教育は，幼児児童生徒が危険に際して自らの安全を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成し，共助・公助の視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるため，第 2 次学校安全の推進に関する計画（平成 29 年 3 月 24 日 閣議決定）や交通安全教育指針（平成 10 年 9 月 22 日 国家公安委員会告示第 15 号）を踏まえ，家庭及び地域や関係機関・団体との連携・協力を図りながら，学習指導要領等に基づく体育科・保健体育科や特別活動及び各教科等の特質に応じ，学校の教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に行うとともに，学校保健安全法に基づき策定することとなっている学校安全計画により，幼児児童生徒に対し，通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関して，自転車の利用に係るものを含めた指導を実施する。障害のある幼児児童生徒に対しては，特別支援学校のみならず，小・中学校等にも在籍していることを踏まえ，その障害の特性や教育上必要な支援の内容，地域における体制整備の状況等を勘案しつつ，交通安全に関する指導に配慮する。

その際，体験的学習や問題解決的学習等も取り入れながら，高齢者や幼児など，交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させることや，高齢者と幼児児童生徒が共に交通安全教育を受け

る場などを設けること等により、高齢者との世代間交流を行うこと等にも配慮する。

なお、自転車の安全利用に関する指導については、自転車安全利用五則（平成19年7月10日 交通対策本部決定）も参考とし、自転車の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守など、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導を行う。

#### ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

したがって、幼稚園等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながらバス等による通園時を含め、日常の教育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、紙芝居、視聴覚教材等を利用したり、親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努める。

また、幼稚園等においては、幼児の自転車に乗車する際のヘルメットの着用及びシートベルトを備えている幼児用座席に乗車する際のシートベルトの着用を含め、保護者に対する交通安全に係る指導に努める。

#### イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

したがって、小学校等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学習指導要領等に基づく体育科、特別活動はもとより各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について心身の発達段階や地域の実情に応じて指導する。

また、小学生が自転車に乗車する際のヘルメットの着用の指導に努める。さらに、自転車で路側帯を通行する際の左側通行などの改正道路交通法の内容も踏まえ、小学生の自転車利用に関するルール遵守やマナーに関する指導を徹底する。

#### ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な

事柄，特に，自転車で安全に道路を通行するために，必要な技能と知識を十分に習得させるとともに，道路を通行する場合は，思いやりをもって，自己の安全ばかりでなく，他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

したがって，中学校等においては，家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，学習指導要領等に基づく保健体育科，特別活動はもとより各教科等の特質に応じ，学校の教育活動全体を通じて，歩行者としての心得，自転車の安全な利用，自動車の特性，危険の予測と回避，標識等の意味，応急手当等について重点的に指導する。

また，自転車で路側帯を通行する際の左側通行や，自転車による危険な交通違反を繰り返した者に対する自転車運転者講習制度などの改正道路交通法の内容も踏まえ，中学生の自転車利用に関するルール遵守やマナーに関する指導を徹底する。

#### エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は，日常生活における交通安全に必要な事柄，特に，二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために，必要な技能と知識を習得させるとともに，交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど，責任をもって行動することができる健全な社会人を育成することを目標とする。

したがって，高等学校等においては，家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，学習指導要領等に基づく保健体育科，特別活動はもとより各教科等の特質に応じ，学校の教育活動全体を通じて，自転車の安全な利用，二輪車・自動車の特性，危険の予測と回避，運転者の責任，応急手当等について更に理解を深めるとともに，生徒の多くが，近い将来，普通免許等を取得することが予想されることから，免許取得前の教育として，自他の生命を尊重する態度の育成，交通事故には責任や補償問題が生じることを理解させ，加害事故を起こさない努力が必要であるという視点を重視した交通安全教育を行う。特に，二輪車・自動車の安全に関する指導については，具体的な事例を適宜取り上げ，生徒の実態や地域の実情に応じて，安全運転を推進する機関・団体等と連携しながら，安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに，二輪車の実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

また，小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに，交通安全活動への積極的な参加を促す。

さらに，自転車で路側帯を通行する際の左側通行や，自転車による危険な交通違反を繰り返した者に対する自転車運転者講習制度などの改正

道路交通法の内容も踏まえ、高校生の自転車利用に関するルール遵守やマナーに関する指導を徹底する。

オ 交通安全教育は、関連教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動等学校における教育活動の全体を通じて行うものであるが、「安全の日」あるいは「安全週間」を設けるなどによってその徹底を図るとともに、学年ごとに、交通安全に関する指導時間を定めて、体験的な指導をすることが望まれる。また、朝礼等幼児児童生徒が集合するときを利用して、繰り返し交通安全についての関心と理解を高める。

カ 文部科学省においては、学校における交通安全教育の改善、充実に資するため、「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」、「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（小学校教職員向け学校安全資料DVD）、「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」（中学校・高等学校教職員向け学校安全資料DVD）、「安全に通学しよう～自分で身を守る，みんなで守る～」（児童の安全な通学のための教育教材DVD）、「安全な通学を考える～加害者にもならない～」（生徒の安全な通学のための教育教材DVD）、「くいずでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（小学校低学年向けリーフレット）（いずれも文部科学省作成）等の活用を推進するとともに、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等の周知を行う。

このほか、防犯教室、防災教室、交通安全教室の講師となる教職員等に対する講習会の実施を支援するとともに、応急手当に必要な技能として、心肺蘇生法実技講習会等を実施する。

なお、独立行政法人教職員支援機構においては、児童生徒の健康教育上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の実施を通じて、交通安全教育を含む学校安全に関する教員の指導力の向上を図る。

キ 都道府県等においては、学校における交通安全教育の改善・充実に資するため、教員用指導資料の作成、幼児児童生徒用教材の作成・普及、教員に対する各種研修会の計画的実施、学校安全研究指定校の設定など適切な施策を講ずるよう努める。

## （２）幼児児童生徒の登下校時の指導について

学校における幼児児童生徒の登下校時の指導管理については、特に次の点に留意する。

ア 交通安全及び防犯等の側面から、登下校時の通学路における危険箇所をあらかじめ点検し、安全な通学路を幼児児童生徒及び家庭に周知徹底させ、事故を未然に防止するよう努めること。

特に悪天候時の通学又は自転車，原動機付自転車等による通学に当たっては，たとえ通常の経路及び方法による場合であっても注意を払うよう指導すること。

イ 幼稚園等の幼児については，地域の交通事情などを考慮して，登下校の際には，保護者と教職員等が密接な連携を図り，保護者又はこれに代わる者が付き添って，幼児の安全の確保について十分留意するとともに，信号や交通のきまりを守る習慣を養うようにすること。

ウ 幼児児童生徒の交通事故は登校時よりも下校時に多く見られるので，特に下校時の安全については適切な指導を行うこと。

エ 高校生の自動二輪車，原動機付自転車等による通学については，通学距離及び交通事情とを勘案して，許可基準を定めるなどの方法により指導すること。

オ 公共交通機関等により通学する者の多い場合には，交通事情による心身の疲労を考慮して，混雑時を避けて始業又は就業時間を定めることが望ましい。

### (3) 家庭における子供に対する交通安全に関する指導について

子供の交通事故は，いうまでもなく幼児児童生徒の登下校時に限られるものではない。むしろその大部分は，家庭にあるときに発生していると思われる。「幼児のひとり歩き」，「路上への飛び出し」，「路上遊戯」を行わないなど，家庭における指導が学校教育と一体になって，初めて事故を防止できるものであるので，家庭における子供に対する指導監督について，更に注意を喚起することが肝要である。

家庭における子供に対する指導監督については，おおむね次の点に留意する。

ア 歩行者や自転車利用者として知っておくべき交通法規の一般について熟知し，子供のこれについての関心と理解を深めること。このため，家庭においては学校，社会教育関係団体等が行う交通安全に関する諸事業に積極的に参加するよう努めること。

イ 日常の話題として，報道される交通事故を取り上げて話し合い，又は子供とともに外出する機会を活用して実地に指導するなど，具体的な事例に即して日常の交通安全について指導すること。

ウ 子供の遊び場所には注意を払い，常に子供の所在を明らかにし，一人にしないこと。

エ 子供の交通事故を防止するためには，学校，家庭，その他地域の関係機関，団体等が一体となって子供の指導監督や環境の整備を行う必要があるが，この際，特に学校においては，学校運営協議会，交通安全のた

めの保護者会，P T Aの集会等で地域の実態を考慮して交通事故の実態を説明し，学校の行っている交通安全指導について理解と協力を求めるとともに，次の事項について話し合い，実践を促すこと。

- (ア) 家庭においても，交通安全に関し両親の正しい実践と子供のしつけを徹底すること。
- (イ) 家庭において子供に自転車を与える場合は，子供のからだに合ったものを与え，常に点検し整備を行うとともに，危険な道路では絶対乗らないよう監督すること。
- (ウ) 他人の子供であっても，交通事故防止のため必要があるときは注意を与え，小学校低学年以下の幼少の者については保護すること。
- (エ) 保護者は，学区内の通学路以外の道路について交通安全施設の整備又は交通取締りの強化等の措置が必要であると認めるときは，例えばP T A，町内会等の組織を通じて関係機関に働きかけ，その実現を図ること。

また，地域学校協働活動やP T A活動を通じ，学区内の運転者に対して安全運転，特に子供の交通事故の防止に留意するよう働きかけるとともに，保護者自身の交通安全に係る意識の向上等が図られるような取組に努める。

#### (4) 社会教育活動における交通安全教育の推進

地域においては，生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から，交通安全教育指針も参考に，高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動，青少年団体，女性団体，P T A等の社会教育関係団体による実践活動及び公民館等の社会教育施設における活動を通じ，それぞれの地域の実情に即して住民の交通安全に関する学習の促進を図るよう努める。

特に，交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が極めて高いことや，高齢運転者による重大交通事故の発生などを踏まえ，高齢者に対する交通安全に関する学習の促進を図るよう努める。

また，家庭，学校，地域の連携・協働により，交通安全教育を推進し，地域学校協働活動等の一環として，交通安全に関する学習の促進が図られるよう努める。

#### (5) 交通安全教育に関する教材，教具の整備

学校及び教育委員会においては，教授用の掛図，信号機，道路標識・視聴覚教材等の交通安全教育に必要な教材，教具の一層の整備充実を図る。

- (6) 大学等においては，学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ，関係機関・団体等と連携しつつ，交通安全指導の充実を努める。

### 3 青少年の暴走行為の防止

青少年の二輪車等による暴走行為及びこれによる事故の発生を防止し、暴走族追放の機運を高めるため、昭和55年9月24日の暴走族緊急対策関係省庁会議申合せ「暴走族に対する総合対策の推進について」及び平成13年2月5日の暴走族対策関係省庁担当課長等会議申合せ「暴走族対策の強化について」の趣旨の周知徹底に努め、青少年の暴走行為防止対策について一層配慮する。

### 4 救助・救急体制等の整備

応急手当の知識や技能の必要性に鑑み、中学校等、高等学校等の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生等の応急手当について指導するとともに、この指導を効果的に実施するため、心肺蘇生の実習や自動体外式除細動器（AED）の知識の普及を含む各種講習会の開催により教員の指導力の向上を図る。

### 5 交通安全に関する科学技術の振興

文部科学省においては、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全に関して科学技術の果たす役割が重要であることに鑑み、所管の独立行政法人において次の業務を実施する。

#### (1) 陸上交通の安全に関する科学技術の振興

「科学技術基本計画」等に基づき、国立研究開発法人防災科学技術研究所において、冬季道路交通確保等に資するため、吹雪、雪崩や路面凍結等の発生予測に関する研究を、野外観測や雪氷環境を人工的に再現した室内実験によって行う。

#### (2) 航空交通の安全に関する科学技術の振興

国民の安全・安心等の行政ニーズに対応するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構において、航空輸送の安全に関する研究開発等を推進する。さらに、国土交通省からの依頼に基づき、定時構造整備に係る基本要件策定等の技術支援や、運輸安全委員会による航空事故等の事故原因の究明に協力する。